

別紙

第1条 輸入木材検疫要綱（昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1及び別記様式2中「印（注）」を削り、「印」を削り、（注）を削る。

別記様式3中「印（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式4中「印（注）」を削り、「印」を削り、（注）を削る。

別記様式5中「印（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式6（イ）及び（ロ）中、「印」を削る。

第2条 輸入穀類等検疫要綱（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1を次のように改める。

5. 輸入（第2回目）

三月一日

（午前七時）○○植物検疫（午後）△（支店・出張所）植物検疫課

（輸入者又は管理者）

三月

支店

・諸 検 立 検

*注
三月一日 輸入検疫課 三月（支店）検疫の下記検査等について一括検査に
より検査結果の通知を受けたいので、請求します。

三月

| 輸入者 | 植物の種類・名前 | あげ予定数量 | 量 | 備考 |
|-----|----------|--------|---|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

レーザー印

*（支店）並びに輸入者が植物を輸入しようとする所を記入する。

別記様式2及び別記様式3中「印 (注)」を削り、「印」を削り、(注) を削る。

別記様式4(1)及び別記様式5中「印」を削る。

第3条 輸入種苗検疫要綱（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する

別記様式1を次のように改める。

別記様式2及び別記様式3中「印 (注)」を削り、「印」を削り、(注)を削る。

別記様式4中「(印) (注)」を削り、「(注)」を削る。

別記様式5中「印」を削り、(注) 1を削り、(注) 2を(注)とする。

別記様式6 (イ) 中印を削る。

第4条 輸入植物検査関係手続等に関する協力依頼について（昭和57年5月29日付け57農蚕第2904号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。
別記様式1から別記様式5まで、別記様式7及び別記様式8中「印」を削る。
別記様式9を次のように改める。

別紙様式9

No.

消毒（廃棄）計画書

年 月 日

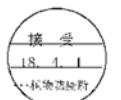
・・・植物防疫所（・・・支所又は出張所）植物防疫官 殿

住所
氏名

月 日付け輸入検査を申請した、月 日 港入港 丸
(号) 積木材こん包材は、(検査の結果、不合格となりましたが、) 下記計画のと
おり消毒（廃棄）したいので計画書を提出します。

記

- 1 種類・名称
- 2 個数・数量 (kg)
- 3 消毒（廃棄）の方法
- 4 消毒（廃棄）を実施する場所
- 5 消毒（廃棄）を開始する期日及び終了期日
- 6 消毒（廃棄）を実施する者



(注)

(注) ・・・の所には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入するものとし、
数字は接受年月日を表すものとする。

別記様式10を次のように改める。

別紙様式10

No.

輸送後消毒(炭素)申請書

年月日

・・・植物防疫所(・・・支所又は出張所)植物防疫官 殿

住所

氏名

月日 港入港 丸(号) 植木材こん包材は、下記により
輸送して消毒(炭素)したいので申請します。

記

- | | | |
|------------------|-------|-------|
| 1 品名 | 個数・数量 | kg |
| 2 輸送期間 | 年月日から | 年月日まで |
| 3 輸送に使用する船中等の名称 | | |
| 4 輸送責任者 | | |
| 5 検疫有害動植物の分散防止方法 | | |
| 6 消毒(炭素)方法 | | |
| 7 消毒(炭素)場所 | | |
| 8 消毒(炭素)実施者 | | |



(注)

(注) ・・・の所には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入するものとし、
数字は接受年月日を表すものとする。

第5条 輸入青果物検疫要綱(昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達)の一部を次のように改正する。

別記様式1から別記様式5まで中「印(注)」を削り、「印」を削り、「(注)」を削る。

別記様式6中「印(注)」を削り、「(注)」を削る。

別記様式7(イ)及び別記様式8中「印」を削る。

第6条 アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則（平成18年2月1日付け17消安第10801号消費・安全局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式3中「印」を削り、（注）を削る。

別記様式4（イ）中「印」を削り、（ロ）中（注）2中「数字は。」を「数字は、」に改める。

別記様式5から別記様式7まで中「印」を削り、（注）を削る。

別記様式8中「印（注）」を削り、「印」を削り、（注）を削る。

第7条 アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領（平成18年2月1日付け17消安第10801号消費・安全局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1中「印」を削り、（注）3を削る。

別記様式2中「印」を削る。

第8条 輸入木材こん包材取扱要領（平成19年3月28日付け18消安第13785号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

別記様式1中「印（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式2中「印（注）」を削り、「印」を削り、（注）を削る。

別記様式3及び別記様式4中「印（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式5中「印（注）」を削り、「印」を削り、（注）を削る。

別記様式6中「印（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式7（イ）及び（ロ）中「印」を削る。

附 則

1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。